

## 加工施設の操作について

## 1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020 年 9 月 18 日に変更認可申請を行った保安規定の「加工施設の操作」の基本的な考え方及び保安規定審査基準への適合について、説明するものである。

## 2. 保安規定審査基準の改正に伴う保安規定変更について

新検査制度に伴う保安規定審査基準の改正において、加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等の審査基準（加工規則第 8 条第 1 項第 6 号）の一部が改正されるとともに、臨界管理に関する規定要求が追加された。

保安規定変更認可の申請にあたっては、新検査制度に伴い保安規定審査基準が変更された箇所に加え、「加工施設の操作」に係る要求事項全体に対して、改めて保安規定審査基準への適合性を確認し、基準を満足するように保安規定変更案を検討した。

以下、各項目における保安規定への反映状況について記載する。従前の保安規定条文は黒字、新規制定又は条文への追加は赤字下線にて示す。また、別表－1 に保安規定変更認可申請書の記載を示す。

表 1 加工施設の操作に該当する保安規定の条文番号

番号	項目	該当する条番号※1
(1)	加工施設の操作に必要な操作員の確保	第 28 条
(2)	加工施設の操作及び管理に係る組織内規定類の作成	<u>第 25 条</u> 、第 26 条
(3)	核燃料物質の臨界管理	第 33 条
(4)	操作員の引継時に実施すべき事項	<u>第 30 条</u>
(5)	加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項	第 27 条、 <u>第 30 条</u> 、第 31 条、 <u>第 62 条の 6 第 7 項</u>
(6)	地震、火災等の発生時に講ずべき措置	<u>第 30 条の 2</u> 、 <u>第 30 条の 3</u> 、第 32 条、第 34 条、第 35 条、 <u>第 36 条</u> 、第 37 条、第 37 条の 2、第 37 条の 3
(7)	加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項	<u>第 21 条</u> 、第 22 条

※1：赤字下線は、審査基準の変更に伴い追加、変更する条文（変更に伴って引用する条文番号の変更、用字用語の適正化等、内容の変更に当たらないものを除く。）。

(1) 加工施設の操作に必要な操作員の確保

保安規定審査基準の「1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。」については、従前より保安規定第28条（操作員の確保）において「各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作させる。」及び「各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。」旨を定めている。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(2) 加工施設の操作及び管理に係る組織内規定類の作成

保安規定審査基準の「2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規定類の作成することが定められていること。」については、従前より保安規定第25条（加工施設の操作に係る計画及び実施）において「各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の2から第30条の3に関する事項を除く。）に記載する 事項を定めた 加工施設の操作に係る計画として「施設の操作基準（燃料製造部）」、「施設の操作基準（環境安全部）」、「施設の操作基準（設備管理部）」、「施設の操作基準（品質保証部）」及び 臨界安全管理に係る計画として 「臨界管理基準」を定める。」及び「各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の2から第30条の3に関する事項を除く。）の業務を実施させる。」旨を定めている。また、「所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の2から第30条の3に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」を定める。所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた 異常時の措置 に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」を定める。」及び「所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の2から第30条の3及び第36条から第37条の3の業務を実施させる。」旨を定めている。ここで、第25条の変更は、加工規則及び保安規定審査基準において設計想定事象等に関する規定事項の記載の変更に伴う適正化である（（6）参照）。

規定類に記載する事項に対する結果を確認し、必要に応じて改訂を行うことについては、従前より保安規定第26条（加工施設の操作に係る評価及び改善）に定めている。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(3) 核燃料物質の臨界管理

保安規定審査基準の「3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。」については、従前より保安規定第33条（臨界安全管理）において「各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量、寸法等が別表4に掲げる核的

制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。」旨を定めている。その他、各部長が行わせるべき事項について、定めている。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(4) 操作員の引継時に実施すべき事項

保安規定審査基準の「4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。」については、保安規定第30条（操作上の一般事項）において「操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項」に加え、新たに「引継時に実施すべき事項」についても「基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。」とする旨を定めることとする。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(5) 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項

保安規定審査基準の「5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。」については、保安規定第30条（操作上の一般事項）において「操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。」の旨を定めている。ただし、(4)項を受け、新たに「引継時に実施すべき事項」についても定めることとする。

また、従前より、第27条（加工施設の使用）、第31条（保安上特に管理を必要とする設備）を定めている。従前の第29条（巡視・点検）については、第6章（施設管理）第2節の2（施設管理の実施の計画）第62条の6（保全計画の策定）第7項への移設に伴い削除するが、第62条の6第7項においては、施設管理の観点における巡視に加えて従前の保安規定の規定事項を踏襲するため、「各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第30条の2、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。」旨を定めることとする。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(6) 地震、火災等の発生時に講ずべき措置

保安規定審査基準の「6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。」については、保安規定第30条の2（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）、第30条の3（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置）、第32条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）、第34条（漏えい管理）、第35条（火災及び爆発の防止）、第36条（異常時の措置）、第37条（異常時に

おける設備の手動による作動)、第 37 条の 2 (通報連絡) 及び第 37 条の 3 (消火又は延焼の防止等) において、それぞれ定めている。ここで、第 30 条の 2、第 30 条の 3 及び第 36 条の変更は、加工規則及び保安規定審査基準において設計想定事象等に関する規定事項の記載の変更に伴う適正化である。従前の第 78 条 (初期消火活動のための体制の整備) は、設計想定事象の一つである火災に含まれるため、第 30 条の 2 に統合して適正化したことに伴い、削除したものである。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(7) 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項

保安規定審査基準の「7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。」については、従前から保安規定第 21 条 (核燃料安全委員会) 及び第 22 条 (答申及び勧告の尊重) において、それぞれ定めている。ここで、第 21 条の変更は、加工規則及び保安規定審査基準において設計想定事象等に関する規定事項の記載の変更に伴う適正化である。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

別表－1 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	<p>(操作員の確保)</p> <p>第28条 各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有する者に操作させる。</p> <p>2. 各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。</p>	変更なし。
2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規定類の作成することが定められていること。	<p>(加工施設の操作に係る計画及び実施)</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条(ただし、<u>第30条の2から第30条の3</u>に関する事項を除く。)に記載する <u>事項を定めた</u> 加工施設の操作に係る計画として「施設の操作基準(燃料製造部)」、「施設の操作基準(環境安全部)」、「施設の操作基準(設備管理部)」、「施設の操作基準(品質保証部)」及び <u>臨界安全管理に係る計画として「臨界管理基準」</u>を定める。</p> <p>所長は、<u>第37条の3</u>に記載する事項を定めた <u>初期消火活動に係る計画として、「事故対策基準」</u>を定める。</p> <p><u>所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の2から第30条の3に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保安に関する措置(第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保安に関する措置」という。)に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」</u>を定める。</p> <p><u>所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた 異常時の措置に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」</u>を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条(ただし、<u>第30条の2から第30条の3</u>に関する事項を除く。)の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第30条の2から第30条の3及び第36条から第37条の3</u>の業務を実施させる。</p> <p>(加工施設の操作に係る評価及び改善)</p> <p>第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p>	加工規則及び保安規定審査基準において「設計想定事象等」が規定されたことに伴う適正化。
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量、寸法等が別表4に掲げる核的制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項を放射線業務従事者に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限値が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。</p> <p>なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限値、濃度制限値、本数制限値及び体数制限値が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。</p> <p>(3) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p>	変更なし。

別表－1 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	(加工施設の使用) 第27条 各部長は、加工施設において核燃料物質等を取り扱う場合、別表2に示す加工施設を使用する。	変更なし。
5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、<u>誤操作を生じにくく、いように留意するとともに</u>、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。</p> <p>(2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、<u>運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等</u>を用い、操作する者に<u>教育・訓練を実施して</u>周知徹底すること。</p> <p>(3) 粉末缶からの核燃料物質サンプリング作業は、第25条第1項で定めた「施設の操作基準(燃料製造部)」に従い、作業を行わせること。</p> <p><u>(4) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す</u>操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。</p> <p><u>一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。</u></p> <p><u>二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。</u></p> <p><u>三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。</u></p> <p><u>(5) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて</u>緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</p> <p>2. 各部長は、非正常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非正常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備</p> <p>(2) 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備</p> <p>一 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(4) 非常用電源設備</p> <p>(5) 監視用放射線測定器</p> <p>(6) その他の保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したのものとする。</p> <p>3. 設備管理部長は、第1項で定めた設備のうち非常用電源設備について、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を待機状態に切り替えること及び一部のディーゼル式発電機を停止することによって、外部からの燃料供給がなくとも、7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。</p> <p>(2) 定期的に試験を行い、信頼性を確保する。</p>	<p>「引継ぎ時に実施すべき事項」の明確化。</p> <p>変更なし。</p>

別表－1 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p>(保安 計画の策定)</p> <p>第62条の6 各部長は、<u>施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその後(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</u></p> <p>(1) <u>点検計画</u>  (2) <u>定期事業者検査の実実施計画</u>  (3) <u>設計及び工事の計画</u>  (4) <u>特別な保全計画</u></p> <p>2. <u>各部長は、保全計画の策定に当たって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</u></p> <p>(1) <u>運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</u>  (2) <u>使用環境及び設置環境</u>  (3) <u>劣化、故障モード</u>  (4) <u>機器の構造等の設計的知見</u>  (5) <u>科学的知見</u></p> <p>3. <u>各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</u></p> <p>4. <u>各部長は、第62条の12に基づく長期施設管理方針について、第62条の2に規定する施設管理方針とともに、施設管理における各種活動を一体として実施する。</u></p> <p>5. <u>各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。</u></p> <p>(1) <u>建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p>一 <u>予防保全</u></p> <p>a. <u>時間基準保全</u>  b. <u>状態基準保全</u></p> <p>二 <u>事後保全</u></p> <p>(2) <u>選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p>一 <u>時間基準保全</u></p> <p>a. <u>具体的な点検方法</u>  b. <u>建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u>  c. <u>実施頻度</u>  d. <u>実施時期</u></p> <p><u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p>二 <u>状態基準保全</u></p> <p>a. <u>建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目</u>  b. <u>点検の具体的方法</u>  c. <u>状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u>  d. <u>実施頻度</u></p>	<p>従前の第29条(巡視・点検)の規定事項を継承して第62条の6第7項に移設し、巡視には他の条項の観点を含むことを明記。</p>

別表－1 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p><u>e. 実施時期</u></p> <p><u>f. 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u></p> <p><u>三 事後保全</u></p> <p><u>a. 機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p><u>(3) 保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態にある期間（一定の期間）を、第59条の3に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>一 所定の機能を発揮し得る状態にある期間（一定の期間）を確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目</u></p> <p><u>二 定期事業者検査の具体的方法</u></p> <p><u>三 評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>四 定期事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>(1) 担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p><u>(2) 担当部長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを、第59条の2に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び試験等の項目</u></p> <p><u>二 使用前事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p><u>三 評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>四 使用前事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p><u>(3) 担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については第64条にそれぞれ規定する工事計画を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。</u></p> <p><u>(4) 担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。</u></p> <p><u>(5) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する工事計画に保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</u></p> <p><u>7. 各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第30条の2、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。</u></p> <p><u>8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>(1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状</u></p>	

別表－1 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p><u>態（停止）等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目</u></p> <p><u>二 点検の具体的方法</u></p> <p><u>三 評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>四 点検の実施時期</u></p>	
<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p><u>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</u></p> <p><u>第30条の2 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の2以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</u></p> <p><u>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う 要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</u></p> <p><u>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</u></p> <p><u>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</u></p> <p><u>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置)</u></p> <p><u>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</u></p> <p><u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p>	<p>加工規則及び保安規定審査基準において「設計想定事象等」が規定されたことに伴う適正化。</p> <p>加工規則及び保安規定審査基準において「設計想定事象等」が規定されたことに伴う適正化。</p>

別表－1 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p><u>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う</u> 要員に対する教育・訓練 <u>を年1回以上定期的</u>に実施すること。</p> <p><u>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</u></p> <p><u>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</u></p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p>第32条 各部長は、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、点検、定期 <u>事業者</u> 検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p> <p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認</u> 等により異常の有無を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. 第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第41条に定める第1種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第1種管理区域を大気圧以下に保つ。</p> <p>(火災及び爆発の防止)</p> <p>第35条 各部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表5に定める熱的制限値以下に保つ。</p> <p>2. 各部長は、別表5に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、可燃性ガス検知器を作動させる。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第36条 加工施設 <u>の操作</u> に関し、<u>設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)</u>、<u>重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生</u>を 発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び <u>当該設備の操作を停止する等の</u> 拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の <u>終息</u> の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</p> <p>担当部長は、当該施設の <u>操作を停止する等の措置</u> を行った場合は、その再開等を判断する。</p>	<p>記載の適正化。</p> <p>記載の適正化。</p> <p>変更なし。</p> <p>加工規則及び保安規定審査基準において「設計想定事象等」が規定されたことに伴う適正化。</p>

別表－1 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p><u>4.</u> 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれが <u>あると判断したとき</u>は、第88条に規定する通報を実施する。<u>また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める東海事業所防災組織に組織体制を移行する。</u></p> <p>(異常時における設備の手動による作動)</p> <p>第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p> <p>(通報連絡)</p> <p><u>第37条の2</u> 事業所に <u>おい</u>て火災を発見した者は、<u>第25条第1項</u>の「事故対策基準」に従い、必要な通報連絡を行う。</p> <p><u>(消火又は延焼の防止等)</u></p> <p><u>第37条の3</u> 初期消火活動を行う者は、粉末消火器により消火を行い火災の拡大を防止する。<u>第30条の2第1項(1)</u>に定める初期消火活動のため<u>招集</u>の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し初期消火活動を行う。粉末消火器 <u>による</u>消火が困難な場合は、水消火設備 (<u>屋内消火栓</u>、<u>屋外消火栓</u>又は可搬消防ポンプ) <u>により</u>消火する。</p>	<p>変更なし。</p> <p>記載の適正化。</p> <p>記載の適正化。</p>
<p>7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(核燃料安全委員会)</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた「核燃料安全委員会基準」を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の <u>計画</u>に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 <u>定期事業者</u> 検査に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、<u>設計想定事象等対処</u> 活動訓練の年次計画 <u>及び</u> <u>非常時訓練</u> の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の <u>改定</u> 及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める「保安内部監査基準」を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び<u>保全</u>に伴う <u>誤操作の防止を含む</u> <u>安全の確保</u>に関する事項</p> <p>(5) <u>設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む</u> 安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>(8) 粉末缶当たりの収納ウラン重量変更など核的制限値に関する事項の変更</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も <u>審議し</u>、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。<u>なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</u></p> <p><u>4.</u> 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p>	<p>審査基準において「設計想定事象等」が規定されたことに伴う適正化。その他記載の適正化。</p>

別表－1 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p> <p>(答申及び勧告の尊重)</p> <p>第22条 所長は、核燃料安全委員会の答申及び前条第3項における審議依頼者への勧告を尊重しなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項に係る答申及び勧告の内容、並びにこれに関して講じた処置等の必要な事項について、関係者に通知しなければならない。</p>	<p>変更なし。</p>